

令和7年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和8年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県在宅介護研修センター (平成16年4月1日)	所在地 電話 H P	愛媛県松山市末町甲9番地1 089-914-0721 https://ehime-zaitakukaigo.com/
県所管課	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課	指定管理者の名称	特定非営利活動法人 愛と心えひめ
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)	利用料金制	あり ○ なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティアなど一般県民に対して、在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	施設の外観 
施設内容	第1研修室、第2研修室、宿泊室、浴室等	
指定管理者が行う業務	①在宅介護の研修、②介護に関する相談、③介護に関する情報の提供、④介護にかかわる関係団体等との連絡調整、⑤センターの施設、附属設備等の維持管理、⑥上記業務に付随する業務	
施設の管理体制	理事長 研修センター長 (正規) 事務室長(正規) 研修室長(正規) 介護室長(正規) 職員(正規) 職員(正規) 職員(正規)	

3 検証のための指標の推移

(1) 利用者数

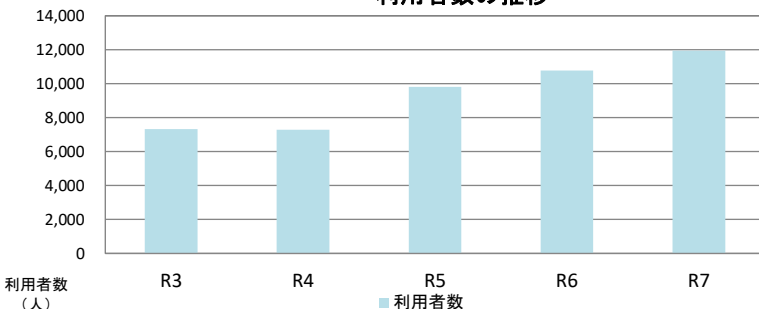
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間利用者数	7,321 人	7,287 人	9,811 人	10,780 人	11,953 人

(2) 収支状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入 (A)	45,511 千円	45,764 千円	46,671 千円	50,512 千円	51,149 千円
委託料	45,511 千円	45,764 千円	46,671 千円	50,507 千円	51,133 千円
委託料(補正額)※	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
利用料金収入	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
その他収入	0 千円	0 千円	0 千円	5 千円	16 千円
支 出 (B)	45,511 千円	45,764 千円	46,671 千円	50,512 千円	51,149 千円
事業費	7,145 千円	7,347 千円	8,646 千円	9,339 千円	9,524 千円
維持管理費	6,348 千円	8,622 千円	5,850 千円	5,904 千円	6,021 千円
人件費	25,159 千円	22,925 千円	25,174 千円	27,734 千円	28,024 千円
その他支出	6,859 千円	6,870 千円	7,001 千円	7,535 千円	7,580 千円
収 入 (A) - 支 出 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載

利用者数の推移



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
○受講者数は昨年度比10%増の11,953名となった。しかしながら、主催研修に関しては思うほど参加者数が伸びず、動画配信講座も個人視聴は増えたものの団体視聴が少なかったため、受講者数は微減となった。今後、研修内容を精査し、新しい内容の研修を増やすことで受講者数増加に繋げたい。また、主催研修に関しては、当センターへ来所することが難しい南予・東予地域へ出張主催研修という形で当方が出向き、研修会に参加していただきやすい取組みを行った。 ○出前講座に関しては、昨年度比62回増の248回実施し、参加者も昨年度から1,618名増加した。 ○体験型見学研修は、夏休みを利用した小学生と保護者の「介護のいろは日帰りバスツアー」を実施し、東予13組・中予26組・南予14組 計106名の参加があった。 ○今後も来所を促せるプログラムを検討したい。	来所受講者は昨年度より減少したものの、令和2年度から開始した動画配信受講や令和3年度から開始したオンライン受講、東予・南予への出張主催研修により、来所が困難な方のニーズに応えている。また、出前講座の開催回数や受講者数は、昨年度から大きく増加した。 令和4年度から実施している夏休みの小学生親子対象バスツアーでは、子の学習を呼び水に、事前の備えが必要といわれる親世代に対し介護への備えを習得する機会を設けることができた。 今後も、来所してこそ学べる集合研修の仕掛けを検討し、オンラインとの両輪により、多様なニーズに対応した研修実施に努めていただきたい。	A

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
○施設管理については、建築基準法に基づく定期点検のほか、適宜施設内外を見回るなど外観点検を行っている。 ○現在のところ、必要の都度修繕修復を実施したことなどにより、直ちに施設利用に支障が生じるような箇所は見受けられず、概ね良好な状態である。ただし、施設の老朽化(昭和61年3月竣工)が進んでいることは確かな事であるため、引き続き見回り確認を継続し、県と建物の原状を情報共有しながら安全な施設管理・運用に努める。 ○設備面においても老朽化が進んでいるものがあるが、業者点検を含め随時修理点検を実施しているため、現在のところは概ね良好な状態にある。	施設・設備に関しては、適時・適切なメンテナンスがなされており、安定した維持管理が行われている。 老朽化に伴う施設・設備等の修繕については、今後も優先度を見極め、計画的な維持管理に努めていただきたい。	A

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

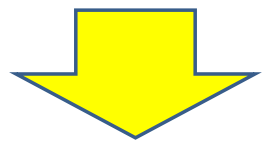
指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
○主催研修・動画配信や出前講座等の全受講者を対象にアンケート調査を継続的に実施しており、利用者の意見・要望を積極的に取り入れている。研修そのものに対するアンケート結果は概ね良好で、分かりやすいと言われるものが多い。 ○一方で、最近では専門的で高度な研修を希望される方もいるが、当センターは一般県民が介護に困らない心構えと家庭で必要な技術の習得を第一に企画を行っているため、今一度当センター設立の趣旨を理解してもらうことが必要かと思われる。また、出前講座のアンケートからは「もっと出前講座を増やしてほしい」との意見もあるが、出前講座は地域等からの依頼を受けて開催しているため、そのシステムの説明も必要と思われる。 ○当センターの存在及び家庭での介護に関する内容をさらに広報すべきとの意見は引き続き多く寄せられており、特にアンケートで高い満足度を示された方からの意見として多く聞かれている。すでに介護を終えた方が当センターに見学に来られた際、「もっと早く知っておきたかった」と言われることも多い。 ○今年度は在宅介護中の方からの要望に応じて、「在宅介護の家庭教師」として個別相談・指導を実施し、当センターの存在をより一層アピールした。引き続き、家庭での介護に資する研修を実施していく。	受講者アンケートやホームページのお問合せ等により、利用者ニーズの把握に努め、意見・要望に対し迅速かつきめ細かな対応がなされている。 アンケートでは「とても勉強になった」「また別の講座も参加したい」「多くの人に学んでほしい内容だった」等の好意的意見が多く寄せられ、利用者の満足度は高い。また、令和6年度から開始した「在宅介護の家庭教師」については、研修受講では解決できない個別の事情に寄り添った内容となっており、受講者からは感謝の言葉が寄せられている。 今後も利用者の意見を参考に研修内容の充実を図り、一層のセンターの利用促進と利用者の満足度向上に努めていただきたい。	A

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
○当センターのパンフレット及び主催研修案内チラシを作成し、県、市、町、社会福祉協議会、地域包括センター、公民館等に配布している。 ○当センターの存在を知ってもらうには、介護という特性からも口コミでの情報が一番効果的であると考えている。出前講座には講師随行として職員が会場に出向き、できるだけ多くの方へパンフレットを配布するとともに、事業内容と活用方法について伝える時間を2〜3分いただいている。 ○インターネットを使った広報として、ホームページやFacebook上での各種研修内容の公開、愛媛CATVでの介護ミニ動画を活用する。 ○更なる情報発信として「愛顔のえひめ」(県の広報紙)「愛顔ケアねっと」(県公式ホームページ&アプリ)「リビングまつやま」(えひめリビング新聞社発行)等への掲載で研修内容の広報を引き続き行っていく。	広報活動については、各種媒体による積極的な取り組みがなされている。また、小学生親子対象バスツアーや出前講座等を通じて、幅広い層への情報発信も行われている。一方、受講者アンケートでは「このような研修があることを知らなかった」「もっとPRしたほうが良いと思う」といったセンターの広報強化を望む声は引き続き多い。 県民が介護に直面した際、あるいは直面する前に介護を学べるようにするとともに、地域全体で介護への理解を深め、助け合い支え合える社会づくりに向け、一層の情報発信に努めていただきたい。	A

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
指定管理者制度の導入による効果としては、民間のノウハウを生かした多彩な研修を積極的に展開し、在宅介護研修センターの利用促進及び利用者の満足度向上に努めており、高く評価できる。高齢化が一層進行する中、増大する介護給付費を抑制しつつ、高齢者の尊厳を支えるケアを確立するためには、地域全体で介護への理解を深め、助け合い支え合う社会づくりを進める必要があり、広く一般県民を対象として介護の研修を行う在宅介護研修センターの存在意義はますます高くなっている。今後も引き続き実践的な研修を展開し、本県の介護の質の向上と地域の介護力強化に努めていただきたい。